

議会基本条例策定特別委員会（第15回検討事項）会派検討内容

資料2-2

検討事項	第15回検討事項					
	議長の責務と役割		会派について		代表者会議について	
「考え方」 前回提示内容	①議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。 ②議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。 ③前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。		①議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 ②会派は、主として政策等に関して同一の理念を共有する議員で構成するものとする。 ③会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。 ④会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。 ⑤会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。		議長は、円滑な議会運営及び意見調整等のために、必要に応じて会派の代表者による会議を開催することができるものとする。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	—	○	—	○	・代表者会議の所掌事務を明確にする必要がある
みらい福島	○	—	○	—	○	—
市民21	○	—	○	・考え方の文言より会派の前提が複数名と読み取れることを確認したうえで原案に賛成。 ・「福島市議会会派及び各代表者会に関する要綱」について当該項目の見直しが必要	○	・会議の位置付けを自治法第100条第12項の規定に基づく協議・調整の場とし、原則公開を前提に協議内容を精査するとともに、非公開が必要な内容については会派協議会等、別な場との併用が必要 ・「福島市議会会派及び各代表者会に関する要綱」について当該項目の見直しが必要
公明党	○	—	○	—	○	・非公開の会議となる時には代表者会とは別に持つように切り替えることが必要である
日本共産党	○	—	○	・⑥項として下記文言を加える 「前項の規定は、会派に所属しない議員の活動を制限するものとして解釈してはならず、かつ、議会は、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。」（帯広市議会基本条例参照）	○	—
社民党・護憲連合	○	—	○	—	○	・全て公開するものではない。

※注）【条例案掲載】欄 ○：盛込むべき、×：盛込まない